

I

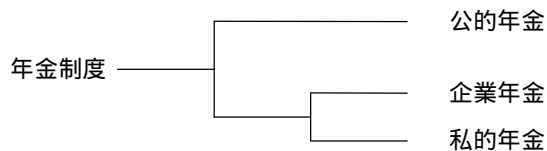
公的年金の概要

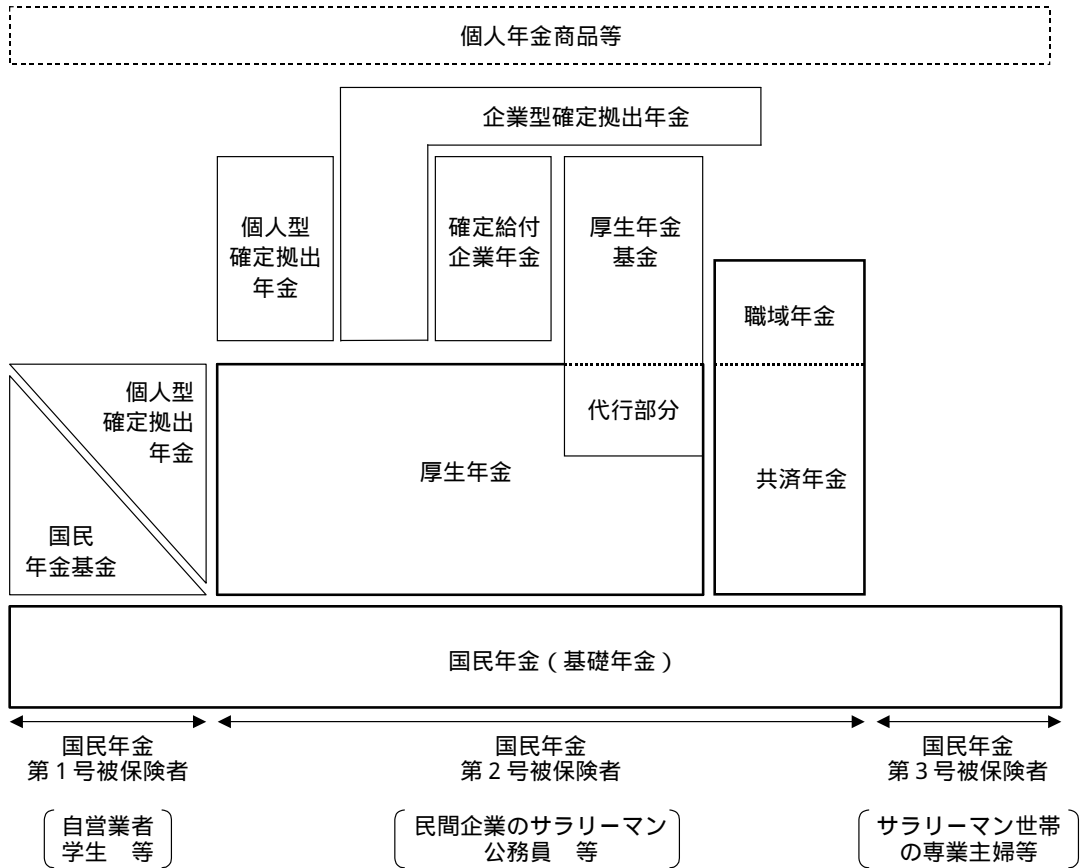
1 年金制度の概略

1 . 年金制度の全体像

公的年金には、国民年金、厚生年金保険（以下、厚生年金）、共済年金の3つがあります。国民年金は、全国民共通の年金制度で、基礎年金ともいいます。厚生年金は民間企業の被用者等が国民年金の上乗せとして加入する制度、共済年金は公務員等が国民年金の上乗せとして加入する制度です。家に例えると、国民年金が1階部分、厚生年金や共済年金は2階部分となります（3階部分に企業年金等の私的年金があります）。なお、厚生年金と共済年金をあわせて被用者年金制度といいます。

公的年金は国や共済組合が運営する制度ですが、日本の年金制度には、企業が実施する厚生年金基金や確定給付企業年金等の企業年金、民間金融機関が販売する個人年金商品等の私的年金があります。国民年金基金や個人型確定拠出年金も任意加入であることを考慮すれば私的年金に分類できます。





2 . 各年金制度の位置付け

(1) 公的年金

公的年金は、国民生活の安定がそこなわれないように、国民(労働者)の老齢・障害・死亡について必要な給付を行うために国が実施する制度です。一般的に収入の低下する老後などに、年金の給付等が行われます。

保険者は、国民年金、厚生年金とも政府で、厚生労働省の管轄ですが、その業務運営は日本年金機構が行っています。共済年金は各共済組合等が保険者となっています。

(2) 企業年金

企業年金は、退職した従業員のために企業が任意に実施する制度であり、老後保障、賃金の後払いなど、その位置付けは企業によって異なりますが、退職金の一部とも考えられる制度です。近年は、企業年金制度を変更する企業も増えていきます。

(3) 私的年金

私的年金は、個人が自助努力により老後資金を準備するための制度または商品で、加入（購入）するかどうかは任意です。

保険会社や郵便局等の金融機関で取り扱う年金（保険）商品のみをさす場合もありますが、任意加入である点を考慮すれば、国民年金基金や個人型確定拠出年金も私的年金といえます。

2 公的年金の概要

1 公的年金の目的

公的年金は、国の社会保障制度として高齢者等の生活を支える社会保険制度で、前述のとおり、老齢・障害・死亡について給付を行います。業務上であるか、業務外であるかは問われません。

公的年金からの給付には次のものがあります。

理由 \ 制度	国民年金	厚生年金	共済年金
老 齢	老齢基礎年金 付加年金	特別支給の老齢厚生年金 老齢厚生年金	特別支給の退職共済年金 退職共済年金
障 害	障害基礎年金	障害厚生年金 障害手当金	障害共済年金 障害一時金
死 亡	遺族基礎年金 寡婦年金 死亡一時金	遺族厚生年金	遺族共済年金

公的年金の給付の名称は、原則として、最初に何の理由で支給されるのかを表し（老齢・障害・遺族等）、次にどの制度から支給されるのかを表す（基礎・厚生・共済）という順番になっています。国民年金から支給される年金は、「基礎年金」といいます。たとえば、国民年金から死亡した被保険者の遺族に支給される年金を「遺族基礎年金」といいます。

公的年金の老齢給付は雑所得として課税対象となりますが、障害給付・遺族給付は非課税です。

2 . 公的年金の特徴

日本の公的年金には次の5つの特徴があります。

(1) 国民皆年金

わが国の公的年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が国民年金に加入し、原則として65歳から老齢基礎年金を受給する仕組みとなっています。

わが国の公的年金の始まりは、明治8年に創設された海軍軍人のための恩給制度といわれており、その後、陸軍軍人の恩給制度、文官（公務員）の恩給制度等が整備され、これらが現在の共済年金に引き継がれています。昭和になって民間の男子労働者を対象とした労働者年金保険が実施され、これが後に厚生年金保険となりました。このように職業ごとに徐々に年金制度が整備されてきましたが、全国民が対象となったのは、昭和36年に国民年金が実施されてからです。

国民年金が実施された昭和36年に「国民皆年金」が確立されたといわれていますが、昭和61年に大改正が行われるまでは、国民年金、厚生年金、共済年金はそれぞれ別の制度として運営されていました。

昭和61年の大改正で基礎年金制度が導入され、基礎部分については全国民共通の基礎年金に一元化され、国民年金はその名のとおり全国民が加入する年金制度となりました。後述の第1号被保険者から第3号被保険者という被保険者資格ができたのもこのときです。なお、昭和61年4月改正の前の制度を「旧法の制度」、改正後の制度を「新法の制度」ということがあります。

現在の公的年金において、国民年金が実施された昭和36年、基礎年金制度が実施された昭和61年は、年金額を計算する際に基準となることがあるなど、重要な年といえます。

(2) 社会保険方式

わが国の公的年金は、社会保険方式で運営されています。被保険者の保険料納付実績に応じて将来の年金給付が行われる仕組みです。

ただし、基礎年金については、給付に要する費用の一部が国庫負担（税）でまかなわれています。この国庫負担割合は平成21年3月までは3分の1、平成21年4月以降は2分の1となっています。

(3) 世代間扶養

わが国の公的年金では、現役世代が支払う保険料が将来の年金給付のために積み立てられているわけではなく、現在、年金を受給している人の年金支給のために使われています。つまり、そのときの年金支給にかかる費用を、そのときに徴

収する保険料でまかなう仕組みで運営されており、この仕組みを、一般的には「子から親への仕送り」にたとえて、「世代間扶養」といいます（「賦課方式」ともいいます）。

「世代間扶養」の仕組みでは、少子化により保険料を支払う現役世代が減ることや、平均寿命が伸びて年金を受給する世代が増え、年金を受給する期間が長くなることなどは、公的年金の財政状況を悪化させる要因の1つとなります。合計特殊出生率の低下や平均寿命の上昇は、「世代間扶養」の仕組みが前提であれば、将来的には公的年金制度の保険料を上昇させる要因となります。

(4) 終身年金

わが国の公的年金では、老齢を支給事由とする年金は、原則として死亡するまで支給され（終身年金）、長生きのリスクにも対応した制度となっています。

しかし、終身年金となっているために、平均寿命が伸びて高齢者の数が増えると年金の支給総額が増えますので、「世代間扶養」の仕組みの制度では、高齢化が年金財政を悪化させる要因となってしまいます。

(5) マクロ経済スライド

マクロ経済スライドは、高齢化の進行により公的年金の支給総額が増える傾向にある一方で、少子化の進行により人数が減少する将来の現役世代の負担を抑えるために導入される仕組みです。平成16年公的年金改正により導入が決まりました。ただし平成24年4月現在、マクロ経済スライドによる調整は行われていません。

イ．マクロ経済スライド導入前の仕組み

公的年金は、老後の生活の安定と維持のために、物価の変動や賃金水準の上昇等に影響されず、実質的な価値を確保する仕組み「物価スライド」がとられています。

総務省作成の年平均の全国消費者物価指数が前年の数値と比べて上昇、または下落した比率を基準に物価スライド率を決め、それに応じて翌年4月から年金額を増額または減額し調整します。物価の上昇率に合わせて年金額も増えるため、物価スライド制は私的年金にはない公的年金のメリットといわれてきました。

ロ．マクロ経済スライド導入後の仕組み

マクロ経済スライドが導入されると、公的年金は物価上昇率等から「スライド調整率」をマイナスした率だけ上昇することになります。

「スライド調整率」は将来の現役世代の人数減少の見込、および平均寿命の伸びの見込を勘案して設定されます。スライド調整率は年度ごとに決定され、現時

点では平均0.9%程度と予測されています。

年金額に反映するときには、物価や賃金の上昇率から「スライド調整率」を差し引いた率を「改定率」として、年金額等へ乗じるかたちをとるため、公的年金は物価上昇率と同率で上昇するのではなく、公的年金の実質的価値は徐々に減少することになります。

八．現在の状況

現在支給されている年金は本来の年金額より高い水準（特例水準）で支払われています。それは、本来の仕組みでは物価が下落したら年金額も減額するところを、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらずマイナスの物価スライドを行わずに年金を据え置いたからです。これを「物価スライド特例」といいます。

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、「物価スライド特例」が解消した後に行われることになっています。

コラム 物価スライド特例について

平成24年4月現在、支給されている年金は本来の年金額よりも2.5%高い水準で支払われています。

それには実は2つの理由があります。1つは本文八．のとおり平成12年度から14年度に年金額を据え置いたためです。これにより、年金額は本来水準より1.7%高い水準で支払われることになりました。もう1つは平成17年の物価水準を基準として、物価がそれを下回った場合だけ年金額を引き下げることにしたためです。これにより、前年に比べて物価が下がったとしても平成17年の物価水準を下回らなければ年金額を減額しなかったため、年金額は本来水準よりさらに高く、2.5%高い水準で支払われることとなりました。

「物価スライド特例」を解消するための方法として、物価等が上昇しても年金を増やさないことで本来水準の年金が特例水準の年金額を超えるのを待つことになっていましたが、解消にいたらず、むしろ当初より差が大きくなることになってしまいました。

この特例水準を早期に解消することを目的として、平成24年4月現在、改正法案が国会に提出されています。改正法案が成立すれば、平成24年度から26年度までの3年間で「物価スライド特例」は解消されます。解消のための引下げ分として、平成24年10月の年金額は0.9%、平成25年度は0.8%引き下げられる予定です。

参考 公的年金の歴史

	共済年金	厚生年金	国民年金
明治 8 年	<ul style="list-style-type: none"> ・海軍軍人のための恩給 ・陸軍軍人のための恩給 ・文官のための恩給 ・国鉄共済組合設立 ・続いて専売、印刷などの共済組合設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険実施 ・労働者年金保険実施（男子労働者のみ対象） ・労働者年金保険で男子事務職と女子も対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金実施（被用者年金加入者の配偶者等は任意加入）
明治 9 年			
明治 17 年			
明治 40 年			
昭和 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・占領時代に停止された恩給制度復活 ・公共企業体職員等共済組合法が公布 ・国家公務員共済組合に恩給制度は統合 ・地方公務員共済組合法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の厚生年金完成 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金実施（被用者年金加入者の配偶者等は任意加入）
昭和 14 年			
昭和 17 年			
昭和 19 年			
昭和 28 年			
昭和 29 年			
昭和 31 年			
昭和 34 年			
昭和 36 年			
昭和 37 年			
昭和 61 年	基礎年金導入、一元化		
平成元年	<ul style="list-style-type: none"> ・年金改正法成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・完全自動物価スライド制 ・在職老齢年金の改善 ・特別支給の老齢厚生年金見直し ・在職老齢年金の改善 ・雇用保険給付との調整 ・特別支給の老齢厚生年金見直し ・報酬比例部分 5%適正化 ・適用範囲70歳まで延長 ・60歳後半の在職老齢年金創設 ・老齢厚生年金の繰下げ制度廃止 ・総報酬制導入 ・厚生年金保険料引上げ開始 ・マクロ経済スライドの導入 ・60歳台前半の在老制度改善 ・離婚時の年金分割（合意分割）創設 ・65歳以降老齢厚生年金繰下げ創設 ・70歳以上の在老制度の導入 ・遺族給付の見直し ・ねんきん特別便送付開始 ・離婚時の3号分割開始 ・ねんきん定期便送付開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・完全自動物価スライド制 ・年金の支払回数年 6 回 ・20歳以上の学生の強制適用 ・国民年金基金創設 ・基礎年金番号導入 ・学生納付特例制度創設 ・保険料半額免除制度創設 ・国民年金保険料引上げ開始 ・若年者保険料猶予制度創設 ・第3号被保険者の特例届出 ・障害基礎年金の併給調整緩和 ・保険料多段階免除制度創設 ・ねんきん特別便送付開始 ・ねんきん定期便送付開始 ・基礎年金の国庫負担 2 分の 1 へ引上げ
平成 3 年			
平成 6 年			
平成 9 年			
平成 12 年			
平成 14 年			
平成 15 年			
平成 16 年			
平成 17 年			
平成 18 年			
平成 19 年			
平成 20 年			
平成 21 年			